(表)

意見の聴取通知書

年 月 日

号

第

殿

国家公安委員会即

あなたに対する下記の事実を原因とする仮指定に係る国際連合安全保障理事会決議第千 二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措 置法第8条第3項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

		μL		
意見の聴取の件名				
根拠となる法令の条項		国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国 が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第 8条第1項		
仮指定の原因と なった事実				
意見の聴取の期日		年 月 日 時 分	から	
意見の聴取の場所				
意見の聴取 に関する事 務を所掌す る組織	名 称			
	所在地			
1 1				

注

1 あなたは意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

意

事

- 2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該仮指定の原因となった事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 項 3 その他意見の聴取に際しての留意事項は裏面のとおりです。

記載要領

所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 あなたが意見の聴取に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見の聴取の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、意見の聴取の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を国家公安委員会に提出してください。
- 2 意見の聴取の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、意見の聴取の 件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許 可申請書を意見の聴取の期日の前日までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 参考人として意見の聴取の期日に出頭させたい者がある場合には、意見の聴取の件名、 その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、意見の聴取の期日 の前日までに主宰者に提出してください。
- 4 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、国家公安委員会に対し、変更申出書により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が意見の聴取の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

意見の聴取の主宰者	職 名 氏 名 連絡先
意見の聴取の公開の有無	